

熊本県公報

第 1 1 6 7 2 号
平成 20 年 3 月 24 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更 (道路保全課) 1
- " " (") 2
- 道路の供用開始 (") 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更 (障害者支援総室) 3
- 田浦港臨港地区指定変更に係る案の縦覧 (港湾課) 3

公 告

- 県有財産の売却 (管財課) 4
- 開発行為工事完了公告 (建築課) 4
- 三角港港湾計画の変更の概要に関する公示 (港湾課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 5
- 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (") 5
- 熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程 (") 6
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 8
- 熊本県職員の地域手当に関する規則等の一部を改正する規則 (") 8
- 熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 9
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (") 9
- 熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 (") 10
- 熊本県人事委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する訓令 (") 10

告 示

熊本県告示第 223 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443 号	上益城郡御船町大字木倉字前田	前	29.0	14.5	廃道処分
		941 番 1 地先から	後	28.0	14.5	
		同所		~		
		945 番 1 地先まで		28.7		
主要地方道	玉名八女線	玉名市三ツ川字前田	前	8.0	390.0	緊道整交 安
		1312 番 2 地先から		~		
		同市三ツ川字北原		14.6		
		2052 番 2 地先まで	後	8.0	390.0	
				~		
				19.6		

				2.5 ～ 5.0	377.0	
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字福富字打出宅地 740 番 18 地先から 同所 736 番 1 地先まで	前	12.2 ～ 16.6	53.0	緊道整交 安
			後	12.2 ～ 17.0	53.0	
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字大利字上モウ谷 622 番 2 地先から 同所 616 番 1 地先まで	前	9.5 ～ 26.0	106.0	24 条工事 (農道取 付)
			後	8.0 ～ 24.0	106.0	
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町市原字仁田本 473 番地先から 同町市原字柳谷 432 番地先まで	前	7.2 ～ 47.6	33.6	災害復旧 工事
			後	38.6 ～ 68.4	33.6	
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字上揚 882 番地先から 同所 343 番地先まで	前	5.5 ～ 8.5	118.0	仮設道路 撤去
				6.5 ～ 7.2	106.0	
			後	5.5 ～ 8.5	118.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 24 日

熊本県告示第 224 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	388 号	球磨郡湯前町字水ノ手 3203 番 2 地先から 同町字蔵の本 2604 番 1 地先まで	前	12.4 ～ 20.8	722.3	旧道移管
				6.1 ～ 15.1	922.0	
			後	12.4 ～ 20.8	722.3	

一般県道	幸野染田線	球磨郡湯前町字下城 3117 番 3 地先から 同町字蔵の本 2604 番 1 地先まで	前	0.0	0.0	区域編入
			後	8.2 ～ 10.4	434.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 3 月 24 日

熊本県告示第 225 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 3 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387 号	阿蘇郡小国町大字西里字上立平 2091 番 3 地先から 同町大字西里字崩ノ尾 3284 番 1 地先まで	770.0	地域連携国道
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字蛇淵 2805 番 1 地先から 同町岩野字北田 5283 番 9 地先まで	21.1	交安統合
一般県道	原植木線	鹿本郡植木町大字有泉字出口 786 番 6 地先から 同町大字有泉字小畑 657 番 1 地先まで	101.0	緊道整交安

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 25 日

熊本県告示第 226 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 菊愛会 在宅支援センター輝なっせへるぷねっと 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護	事業所の所在地	菊池市限府 494 番地 2F	菊池市限府 494 番地 16 2F	平成 20 年 1 月 10 日

熊本県告示第 227 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条第 1 号の規定により、田浦港臨港地区を定めることとしたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で臨港地区の区域の案が同条第 2 項の規定に適合しないと認めるものは、縦覧期間満了の日までにその事実を具して国土交通大臣に申し出ることができる。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 田浦港臨港地区の区域の案
葦北郡芦北町小田浦地区の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

熊本県土木部港湾課、熊本県芦北地域振興局土木部工務課、芦北町建設課

公 告

熊本県公告第 207 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 物件の表示

天草市中村町 53 番、同 54 番、同 55 番、同 56 番、同 57 番
畑、雑種地 2,742.34 平方メートル（実測）
最低売却価格 107,000,000 円

2 入札期日

平成 20 年 7 月 23 日（水） 午後 1 時 30 分

3 入札場所

天草市今釜新町 3530
熊本県天草総合庁舎 別館会議棟 2 階 大会議室

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

5 開札期日

入札終了後即時

6 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

7 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者

8 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出方法 持参又は郵送による

提出期限 平成 20 年 7 月 18 日（金） 午後 5 時

（郵送の場合は提出期限までに必着）

提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課

9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書
- (2) 個人の場合 印鑑証明書
- (3) 法人の場合 印鑑証明書
- (4) 代理人が参加する場合 (2) 又は (3) に掲げる書類及び委任状

10 その他

- (1) 契約締結期限 平成 20 年 8 月 12 日（火） 午後 5 時
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 208 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

(1 工区)

菊池郡菊陽町大字原水字下八町 2137 番の一部

4,481.79 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

菊陽町

熊本県公告第 209 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、三角港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 24 日

三角港港湾管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 三角港港湾計画の変更の概要
 - (1) 小型船だまり計画
 - 西港地区
 - 小型栈橋 1 基（既定計画の変更計画（配置の変更））
（変更前 1 基）
 - (2) 港湾環境整備施設計画
 - 西港地区
 - 緑地 2 ヘクタール
（変更前 1 ヘクタール）
 - (3) 土地造成及び土地利用計画

（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	危険物取扱 施設用地	緑 地	合 計
西港地区	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(2) 2

注 1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

- 2 港湾計画縦覧の場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県土木部港湾課

登載依頼

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 19 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項第 1 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 第 5 条第 1 項第 4 号に規定する警察官採用試験の事務（別に定めるものに限る。）を実施すること。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 20 号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成 14 年熊本県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 団体の名称の欄中「財団法人くまもと緑の財団」、「熊本県住宅供給公社」及び「熊本県土地開発公社」を削る。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会告示第 2 号

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程
熊本県職員の任用に関する規則の施行規程（昭和 46 年熊本県人事委員会告示第 1 号）の
一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 号中「第 37 条第 1 項第 3 号から第 6 号まで」を「第 37 条第 1 項第 4 号から
第 7 号まで」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「第 37 条第 1 項第 1 号」を
「第 37 条第 1 項第 2 号」に、「同条第 2 号」を「同条第 3 号」に改め、同号を同条第 2 号
とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加え、同条を第 17 条とする。

（1）規則第 37 条第 1 項第 1 号に規定する警察官採用試験の結果
第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。
（事務の委任の範囲）

第 15 条 規則第 37 条第 1 項第 1 号の別に定めるものは、次の各号とする。

- （1）試験の広報及び募集に関する事務
- （2）受験申込みの受付に関する事務
- （3）資格調査に関する事務
- （4）実技試験（武道指導に限る。）に関する事務
- （5）身体検査に関する事務
- （6）論文試験及び作文試験に関する事務
- （7）適性試験に関する事務
- （8）体力試験に関する事務
- （9）人物試験に関する事務

別記第 2 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記第 3 号様式から別記第 5 号様式まで中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「付」を
「付け」に改める。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式中「昭和」及び「大正」を削り、「殿」を「様」に
改める。

別記第 8 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記第 9 号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「付」を「付け」に改める。

別記第 10 号様式を次のように改める。

別記第10号様式

臨時的任用承認申請書

第 年 月 日 号

熊本県人事委員会委員長 様

任 命 権 者 職 印

下記のとおり臨時的任用を行ないたいので、熊本県職員の任用に関する規則第34条の規定に基づき、承認を申請します。

記

勤務する所属部 局課及び機関名		職名	
任用する者の 氏 名	生年月日	年 月 日生(歳)	
最 終 学 歴		必要とする 免許・資格 (取得年月)	(年 月取得)
任 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月(日)間	前回の 任 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月(日)間
日 給	円		
職 務 内 容			
臨時的任用を必 要とする理由			
その他必要事項			

別記第11号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「付」を「付け」に、

「氏名
(ふりがな)」を「氏名」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「昭和」を削り、「殿」を「様」に、「付」を「付け」に改める。

附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月24日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 21 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
第 1 条 熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 警察の部警察本部の項中「留置管理官」を「留置管理室長 通信指令室長」に、「高速道路交通警察隊長」を「高速道路交通警察隊長 国際テロ・外事対策室長」に、「室長（）」を「室長（区分 5 種のものを除き、）」に、「広報官」を「広報官 サイバー犯罪対策官 地域連携推進官」に、「航空隊長 サイバー犯罪対策官」を「航空隊長」に、「組織犯罪捜査指導官」を「組織犯罪捜査指導官 情報分析官」に改める。

第 2 条 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事の事務部局の部総合政策局の款本庁の項中

「

政策調整監	5 種
-------	-----

」を削り、同部地域振興部の款本庁の項中

「

地域政策監	5 種
-------	-----

」を削り、同部健康福祉部の款地方出先機関の項中「八代保健所長 福祉総合相談所長 こころの医療センター院長」を「福祉総合相談所長」に、「保健所長（区分 3 種のものを除く。）」を「保健所長」に、「保健環境科学研究所次長（区分 7 種のものを除く。）」を「保健環境科学研究所次長（区分 7 種のものを除く。）」に、「健康福祉審議員 こころの医療センター医長（医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、職務の級が 4 級のものに限る。）」を「健康福祉審議員」に、「保健環境科学研究所次長（人事委員会が定めるものに限る。）」を「保健環境科学研究所次長（人事委員会が定めるものに限る。）」に改め、同部環境生活部の款本庁の項中「廃棄物公共関与政策監」を「廃棄物公共関与政策監

消費生活政策監」に改め、同款地方出先機関の項中「

消費生活センター所長	5 種
------------	-----

」

を削り、「消費生活センター次長 環境センター副館長」を「環境センター副館長」に改め、同部農林水産部の款本庁の項中「農林水産政策監」を「農林水産政策監 農林水産技術管理監」に改め、同部土木部の款本庁の項中「営繕専門監」を「副室長 営繕専門監」に改め、同款地方出先機関の項中「熊本土木事務所次長 産業開発青年隊訓練所長」を「熊本土木事務所次長」に、「新幹線・熊本駅周辺整備事務所長 新幹線・熊本駅周辺整備事務所次長」を「新幹線・熊本駅周辺整備事務所長」に、「産業開発青年隊訓練所次長 ダム管理所長」を「ダム管理所長」に、「天草空港管理事務所次長」を「天草空港管理事務所次長 新幹線・熊本駅周辺整備事務所次長」に改め、出納局の項中

「

局長	3 種
----	-----

」を「

会計管理者	1 種
局長	3 種

」に改

め、教育庁の部地方出先機関の項中「図書館副館長 美術館副館長」を「図書館副館長」に改め、同部学校の項中「人事委員会が定める規模の大きい学校の校長」を「人事委員会が定める規模の大きい学校の校長 教育審議員」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は平成 20 年 3 月 31 日から、第 2 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 22 号

熊本県職員の地域手当に関する規則等の一部を改正する規則
第 1 条 熊本県職員の地域手当に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県の項を削る。
附則第 3 項中「100 分の 12」を「100 分の 13」に改める。
附則別表中「100 分の 14.5」を「100 分の 16」に、

「

100 分の 12	東京都	府中市
	大阪府	大阪市

」を「

100 分の 13	大阪府	大阪市
100 分の 12	東京都	府中市

」に、

「

100 分の 8	福岡県	福岡市
100 分の 7.5	東京都	清瀬市

」を「

100 分の 9	東京都	清瀬市
	福岡県	福岡市

」に、

「100 分の 5.5」を「100 分の 7」に、

100 分の 4.5	愛知県	豊田市
100 分の 3	長崎県	長崎市
100 分の 2	福岡県	太宰府市

を

100 分の 3	福岡県	太宰府市
	長崎県	長崎市

に

改める。

第 2 条 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 19 年熊本県人事委員会規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 23 号

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条の 7」の次に「（熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号）第 25 条及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 1 号）第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第 2 条第 1 号中「月の初日」を「常勤の職員 月の初日」に改め、同条第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）前号の規定は、短時間勤務職員に準用する。この場合において、同号中「次に掲げる日に該当しない日」とあるのは「次に掲げる日に該当しない日における短時間勤務職員として勤務を要する時間」と、「勤務を要する日」とあるのは「勤務を要する時間」と、「出張（巡回指導のためのものを除く。）をしている日」とあるのは「出張（巡回指導のためのものを除く。）をしている時間」と、「研修を受けている日」とあるのは「研修を受けている時間」と、「勤務をしていない日」とあるのは「勤務をしていない時間」と読み替えるものとする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 月の中途において新たに職員となった場合における前項第 1 号の適用（同項第 2 号において準用する場合を含む。）については、同項第 1 号中「月の初日から末日」とあるのは「新たに職員となった日から月の末日」と読み替え、月の中途において職員が退職した場合における同号の適用（同項第 2 号において準用する場合を含む。）については、同項第 1 号中「末日」とあるのは「退職した日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 24 号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県へき地手当等に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の部芦北教育事務所の項中「石坂川小学校石飛分校」を削り、

同部球磨教育事務所の項中

五木西小学校端
海野分校
五木北小学校平
沢津分校

を削り、

同郡天草教育事務所の項中「中南小学校江後分校」を削り、「宮野河内小学校」を

「

宮野河内小学校
倉岳小学校

」に改める。

別表第 2 小学校の部天草教育事務所の項中「浦小学校」を削る。
別表第 3 小学校の部天草教育事務所の項中「宮田小学校 棚底小学校」を削る。
附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 25 号

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則
第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 13 条第 1 項の規定による苦情処理共同調整会議に出席する場合

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第 3 号

事 務 局

熊本県人事委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用
規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等
利用規程を廃止する訓令

熊本県人事委員会に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用
規程（平成 17 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成 20 年 3 月 24 日から施行する。